

「令和4年度「いか」の輸入割当てについて(追加2回目)(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	中華人民共和国による不当な水産物輸入禁止措置に対抗するため、原産地から同国を除外するべきである。	輸入割当制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施しているものです。いただいた御意見は、今後の制度運営の参考とさせていただきます。
2	「令和4年度、「いか」の輸入割当てについて(追加2回目)の増枠のお願い。「令和4年度、「いか」の輸入割当てについて(追加2回目)の全国いか加工協同組合への増枠配分のお願い。 (理由) イカ製品の原料手当てにつきましては、その供給量の安定性や価格競争力の面からアメリカ大赤イカ等の輸入原料の確保が欠かせなくなっています。国内産のイカに就いては全く当てにできない状況です。一方、これから年末商戦に向けての原料イカの輸入を行うにあたり、既に手持ちの輸入枠は殆どない状態です。今回の追加枠発給は、当社の本年度下期の商いには必要不可欠なものですので、切に全国いか加工協同組合への増枠配分割り当てをお願いするものです。	御意見ありがとうございます。 今回の追加(2回目)枠は、令和4年度割当ての設定時の予測を上回る漁獲量の減少及び輸入量の増加により当初の想定以上に輸入枠がひっ迫しているところ、加工業者の原材料の供給を確保することから、商社割当てに必要な割当て数量を配分しつつ、需要者割当てに重点的に配分しております。 いかは1年魚のため漁獲量の予測が難しいものの、不漁が長年続いている状況を踏まえ、水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図って参りたいと考えております。
3	イカの輸入割り当ての数量が少ない。国産のイカが不漁続きの昨今の状況から イカ原料を海外の輸入品で補填せざるを得ない。しかし、輸入割り当てが慢性的に不足しており、イカを思うように輸入出来ないのが現状です。 輸入割り当てを使わないように海外で最終製品にまで加工する流れが増加しています。 これでは、国内のイカ産業をつぶしかねないです。 輸入割り当ては、国内産業の保護を主目的であると理解していますが、割り当て数量の不足により、本末転倒な状況です。	御意見ありがとうございます。 輸入割当制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施しています。 輸入割当限度数量は、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。 今回の追加(2回目)枠は、令和4年度割当ての設定時の予測を上回る漁獲量の減少及び輸入量の増加により、当初の想定以上に輸入枠がひっ迫しているところ、緊急的に実施するものです。 いかは1年魚のため漁獲量の予測が難しいものの、不漁が長年続いている状況を踏まえ、水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図って参りたいと考えております。
4	需割団体の全国いか加工業協同組合です。 この度は、いか追加枠の2回目の発給有難うございます。深く感謝を申し上げますとともに引き続き宜しくお願いいたします。  さて、本件についてですが、需要者割当て対象の国内いか加工業者が必要とするIQ枠を毎年希望通りに配分していただくことを強く要望したいと思います。 需要者割当ては国内の加工業者を保護する目的もあると思っております。しかし国内生産原料の減少分とIQの発給数量が比例していないことから、我々加工業者は必要な輸入原料調達の苦戦が続いております。さらにIQ枠がひっ迫することは、商割における手数料の引き上げに繋がり、高い手数料でも対応できる製品の輸入が増加しています。これはさらに加工業者が調達できる原料が不足し、製品の価格競争が激化する要因にも繋がっていると考えます。  つきましては、需割団体については事前に年間の必要数を確認していただき、少なくともそれに近い数量の配分をお願いいたします。 一部では輸入量の増加が漁業者(魚価)に影響することを懸念する声もあるように聞きますが、我々加工業者が国内漁獲の原料を使用する例は極めて僅少であり、販路も異なることから心配するような影響は極めて少ないものと考えます。	御意見ありがとうございます。 輸入割当制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施しています。 輸入割当限度数量は、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。 今回の追加(2回目)枠は、令和4年度割当ての設定時の予測を上回る漁獲量の減少及び輸入量の増加により、当初の想定以上に輸入枠がひっ迫しているところ、緊急的に実施するものです。 いかは1年魚のため漁獲量の予測が難しいものの、不漁が長年続いている状況を踏まえ、水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図って参りたいと考えております。 なお、輸入枠については、水産庁において加工業者及び国内漁業者にヒアリングを行い、国内の供給量を見て設定しています。今後の輸入枠の設定についても、いかの近年の漁獲量減少による国内への供給不足などを考慮し、引き続き加工業者及び国内漁業者へのヒアリング等を行ってまいります。

「令和4年度「いか」の輸入割当てについて(追加2回目)(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
5	<p>・意見内容 いか業界全体的に枠の不足感が漂い、需要を満たしきれいていません。いか枠の割当数量の増加が急務な状態です。ここ数年の値上げにより消費動向も鈍化。さらなる本年度の国産スルメイカ、アカイカの不漁(価格高騰)も重なり、代替原料としての海外産のイカ原料への要望は高いです。</p> <p>・理由 国内のスルメイカ漁の不漁が続き、2022年度も前年(ワースト24,580トン)同等以下の低水準の漁獲漁と見通されています。海外からの輸入イカに対する要望が高まる中、イカ枠発行は2020年 89,950トン(国内需要 134,150トン)、2021年 89,950トン(国内需要 129,180トン)、2022年 99,950トン(国内需要 133,700トン)となっています。実輸入量も2020年 94,870トン、2021年 95,930トンとなり、2022年110,560トンと枠の発給を上回っています。現状を踏まえて、いか枠の強い不足感がある事は否めません。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 輸入割当制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施しています。 輸入割当限度数量は、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。 今回の追加(2回目)枠は、令和4年度割当ての設定時の予測を上回る漁獲量の減少及び輸入量の増加により、当初の想定以上に輸入枠がひっ迫しているところ、緊急的に実施するものです。 いかは1年魚のため漁獲量の予測が難しいものの、不漁が長年続いている状況を踏まえ、水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図って参りたいと考えております。</p>
6	<p>・意見内容 (全国いか加工協同組合) 現在、ご存知の通り国内原料は高騰しており輸入原料に依存しております。また、為替レートも145円前後で推移しております。そのなかで、輸入枠追加は非常に助かりますが、現状認識されているのであれば意見を求めないでいただきたい。</p> <p>・理由 珍味屋の現状は非常に厳しい。輸入枠は潤沢に手配いただきたい。お力添えの程宜しくお願い致します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 今回の追加(2回目)枠は、令和4年度割当ての設定時の予測を上回る漁獲量の減少及び輸入量の増加により当初の想定以上に輸入枠がひっ迫しているところ、加工業者の原材料の供給を確保する必要があることから、商社割当てに必要な割当て数量を配分しつつ、需要者割当てに重点的に配分しております。 いかは1年魚のため漁獲量の予測が難しいものの、不漁が長年続いている状況を踏まえ、水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図って参りたいと考えております。 なお、「令和4年度「いか」の輸入割当てについて(追加2回目)案」については、行政手続法の規定に沿って、パブリックコメントの手続きを行っております。</p>
7	<p>更なる追加枠15,000トンの増枠は大変有難いと思っております。本年度はコロナ禍も明け、いか製品の販売が伸び、枠の消化が進んでおります。</p> <p>7 国産するめいかは依然記録的な不漁が続いており、国内での原料調達には数量的にも價格的にも難しい状況です。本年度はアメリカオオアカイカ原料及びアルゼンチン松いかの使用が更に増えると考えております。</p>	<p>御意見ありがとうございます。引き続き、水産庁と連携し適切な輸入割当制度の運用に努めて参ります。</p>
8	<p>国内のいか水揚げが未だに回復しない状況で、特に北海道の水揚げはほとんどなく加工原料が全く足りていないのが現状であり、海外からの輸入をしなければ加工品の生産ができないので、いか輸入枠の追加を強く要望したいと思います。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 輸入割当制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施しています。 輸入割当限度数量は、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。 今回の追加(2回目)枠は、令和4年度割当ての設定時の予測を上回る漁獲量の減少及び輸入量の増加により、当初の想定以上に輸入枠がひっ迫しているところ、緊急的に実施するものです。 いかは1年魚のため漁獲量の予測が難しいものの、不漁が長年続いている状況を踏まえ、水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図って参りたいと考えております。</p>

「令和4年度「いか」の輸入割当てについて(追加2回目)(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
9	<p>(意見内容) 日本での漁獲量を基に来年以降の輸入枠数量を増やしていただきたい。</p> <p>(理由) 日本での不漁、価格高騰しており、輸入品の引き合いが増加し欠品が続いています。そのため、日本での漁獲量と消費数量を勘案し、初回の輸入枠数量を増枠していただけると、年間計画が立てやすく、必要数量を国内供給できます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>輸入割当限度数量は、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。</p> <p>いかは1年魚のため漁獲量の予測が難しいものの、不漁が長年続いている状況を踏まえ、水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図って参りたいと考えております。</p>
10	<p>国産するめいかは記録的な不漁が続いており、原料確保に大変苦慮しており、大量の代替原料を海外に求めざるを得ない状況となっております。</p> <p>国内スルメイカ水揚げ量は2011年の20万tから右肩下がりとなり、2022年は2.2万tと過去最低の水揚げ数量となっております。2023年についても水揚げが回復しておらず大変苦しい状況になっております。</p> <p>今年は、夏頃より、周辺でも輸入枠の不足感の情報が出ておりましたので、秋の輸入追加枠(2回目)、増枠の案を出して頂き、深謝申し上げます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。引き続き、水産庁と連携し適切な輸入割当制度の運用に努めて参ります。</p>
11	<p>当社は輸入割当て(需要者割当て)の発給を所属する組合から受けています。</p> <p>毎回、組合からは翌年度に発給を受ける輸入割当ての数量に影響するとの理由で、12月までの消化を強く求められています。</p> <p>しかしイカは秋季に採れ、そこから冷凍原料への加工、商談、船便による輸送を経ると、12月までに通関を切るのは難しいものがあります。</p> <p>また、中国では商談が2月から始まりますが、この時点で発給を受けられる輸入割当ての数量が不明なため、商談に乗り遅れることとなります。</p> <p>上記のように、現状では輸入割当ての発給時期、及び翌年度の割当て数量の基準となる消化実績のスペンが、需要と一致していません。</p> <p>輸入割当ての消化を優先すると欲しい原料が手に入られず、欲しい原料を待つと、組合から消化を促されるのが現状です。</p> <p>前年度の輸入割当消化が翌年度の輸入割当の数量に影響するのであれば、もっと実態に沿った時期に発給するか、輸入割当の消化実績を1年半や2年のスペンで考えていただくと、限られた輸入割当てを真に需要のある原料輸入に使用することが出来ると考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>輸入割当限度数量は、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しており、その割当時期については、輸入割当制度全体の円滑な運用に配慮して決定しております。</p> <p>今回の追加(2回目)枠は、令和4年度割当ての設定時の予測を上回る漁獲量の減少及び輸入量の増加により、当初の想定以上に輸入枠がひっ迫しているところ、緊急的に実施するものです。</p> <p>いかは1年魚のため漁獲量の予測が難しいものの、不漁が長年続いている状況を踏まえ、水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図って参りたいと考えております。</p> <p>なお、輸入割当ては品目毎に、国内の資源管理状況等を勘案し、年度ごとの輸入割当限度数量を設定する制度であるため、消化実績も同様に1年としています。輸入枠については、水産庁において加工業者及び国内漁業者にヒアリングを行い、国内の供給量を見て設定しています。今後の輸入枠の設定についても、いかの近年の漁獲量減少による国内への供給不足などを考慮し、引き続き加工業者及び国内漁業者へのヒアリング等を行ってまいります。</p>
12	<p>申請等においては、法人である事業者の場合、法人番号の記載を行わせるべきと考える(会社等法人番号の情報のある登記情報の記載のある書類の提出があっても、直接に法人番号の記載を行わせるべきと考える。)</p> <p>そのようにされたい。</p> <p>(それにより行政(経済産業省だけでなく、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、税関、検疫、地方公共団体、捜査機関等含む)の能率向上や公正性の向上が期待出来るので。)</p> <p>いい加減に、経済産業省貿易経済協力局は、法人番号の利活用を行うようにされたい。</p>	<p>今回の御意見は、経済産業省貿易経済協力局が実施する輸出入事務全般に対する御意見と理解しました。</p> <p>輸出入事務全般の中には、今回の意見募集に関する事案も含まれるため、その部分についてお答えいたします。</p> <p>御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p>